

- 1) 位置図（1/10,000・1/20,000又は1/25,000の都市計画図の写し）
 - ※ 旧関宿町分については1/10,000又は1/25,000
 - ※ 縮尺、方位、敷地の位置を記入……………都市計画課の窓口にて販売可
 - 注1 分家住宅申請の場合は、本家及び申請地の位置を記入すること。
 - 注2 第5号宅地申請の場合は、市街化区域からの距離を記入すること。
(工業専用地域及び地区計画により住宅が建築できない地域からは不可)
- 2) 区域図（1/2,500の都市計画図）
 - ※ 縮尺、方位、敷地の位置を記入…都市計画課の窓口にて販売可
- 3) 公図写し（1/600又は、1/500）
 - ※ 縮尺、転写日、転写場所、方位を記入すること。
 - ※ 申請地及び隣地の土地の地番を記入したもの。
 - ※ 一筆の土地の一部を申請地にする場合は、その境界線を表示すること。
- 4) 求積図（1/100以上）
 - ※ 道路後退がある場合は、後退部分も別途求積すること。
 - ※ 43条は、建築確認の敷地と同一であること。
- 5) 現況図（1/100以上）
- 6) 土地利用計画図（1/100以上）
 - ※ 境界杭の種類、放流先の名称【同意書含む】、建築基準法上の道路種別、市道の号線名及び幅員等を明記すること。
 - 注1 屋外施設の付帯施設申請の場合は、敷地の境界、建築物の位置も明記すること。
 - 注2 屋外施設の付帯施設申請の場合は、屋外施設等の用地を明示すること。
 - 注3 屋外施設の付帯施設申請の場合は、屋外施設の概要（配置等）を図示すること。
 - 注4 1号店舗申請の場合は、敷地の周長7分の1以上が建築基準法第42条第1項道路に接していることが確認できるよう表示等すること。
 - 注5 自動車整備工場の申請の場合は、道路運送車両法及び千葉県建築基準法施行条例に適合すること。
- 7) 給水・排水計画平面図（1/100以上）
 - ※ 給水・排水施設【雨水施設含む】の位置を明記
- 8) 敷地現況断面図及び計画断面図（1/100以上）
 - ※ 2面以上
- 9) 連たん区域図【第5号宅地申請の場合に添付】（1/2,500の都市計画図を使用）
 - 【既存集落申請の場合に添付】（1/2,500の都市計画図を使用）
 - 【1号店舗申請の場合に添付】（1/2,500の都市計画図を使用）
- 10) 擁壁構造図（1/50以上）
 - ※ 1m以上は、構造計算書を添付すること。
 - 注 1m未満については、土地利用計画図に構造（例：重量ブロック積み〇〇段）及び見え高（H=〇〇cm）の記載のみとする。なお、ブロック積みの場合は3段かつ60cm以下とすること。
 - ※ 既存に擁壁がある場合は、添付資料について別途協議を要する。
- 11) 既存建築物の平面図、立面図及び求積図（各階平面図及び求積図、2面以上の立面図）
 - ※ 不動産証明（家屋）と確認できるよう各々、番号等を明示すること。
- 12) 予定建築物の平面図、立面図及び求積図（各階平面図及び求積図、2面以上の立面図）
 - ※ 建築確認申請に添付するものに順ずる。
- 13) 浄化槽認定シート（浄化槽使用の場合に添付）
- 14) 各種構造図（雑排水桝、雨水桝、浸透槽、蒸発散装置【認定証の写し。又は、認定番号を明示】等を必要に応じて添付すること）

※ 各種図面には、設計者の記名をすること。